

【苦前町】

端末整備・更新計画

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 児童生徒数	166	149	147	147	144
② 予備機を含む整備 上限台数	200				
③ 整備台数	166				
④ ③のうち基金事業 によるもの	166				
⑤ 累積更新率	100%	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	34				
⑦ ⑥のうち基金事業 によるもの	24				
⑧ 予備機整備率	100%	100%	100%	100%	100%

（端末の整備・更新計画の考え方）

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数：214台

○処分方法

・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：214台

○端末データの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和7年10月 新規購入端末の使用開始

令和8年4月 処分事業者選定予定

令和8年5月 使用済端末の事業者への引き渡し